



梅雨の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、和光市駅北口土地区画整理事業にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今号では第30回土地区画整理審議会の報告についてお知らせいたします。



©和光市

第30回土地区画整理審議会の報告

■日時 平成29年5月31日（水）
午後3時00分から午後3時40分まで

■場所 駅北口土地区画整理事業事務所 会議室

■内容 (1) 平成29年度工事等の予定について
(2) 使用収益開始について【報告】
(3) 仮換地指定について【報告】

■出席者 委員8名、市長、事務局7名

■傍聴者 10名

※議題(3) 仮換地指定については、個人情報に関することを取扱うため審議会の議決により非公開となりました。

◎区画整理に関するお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください。

〒351-0111 和光市新倉1丁目5番55号
「駅北口土地区画整理事業事務所」
TEL：048-450-1602 FAX：048-450-1603
mail：e0500@city.wako.lg.jp



審議会の内容

(1)平成29年度工事等の予定について【説明】

平成29年度工事の実施予定箇所について、別添資料をもとに説明を行いました。

《地区西側》
街路築造工事実施予定箇所の区15-1号線及び区8-1号線の整備に伴い、区8-1号線から駅方面に向かう歩行者通路を暫定的に一部開放する予定です。時期や場所等詳細につきましては、決定次第、皆様にお知らせいたします。

(2)使用収益開始について【報告】

前回の審議会から、新たに使用収益開始した仮換地について報告しました。

使用収益開始状況				
	画地数 (画地)	権利者数 (人)	開始地積 (㎡)	開始率 (開始地積/仮換地指定面積)
前回報告した宅地 (第29回審議会)	18	8	4296.98	5.81% (平成29年2月9日現在)
新たに使用収益開始と なった宅地	7	4	1162.43	1.57%
計	25	12	5459.41	7.38% (平成29年5月31日現在)

※ 使用収益の開始とは、仮換地が使用できる状態のことをいい、仮換地での建築等が可能となります。

(3)仮換地指定について【報告】

仮換地指定の軽微な変更1件について報告をしました。
今回の仮換地指定の変更は、土地所有者からの仮換地変更の申出による画地の分割で、他の権利者に影響を及ぼさず、換地の実質を変更しないため、軽微変更として施行者限りで処理したことについて、審議会へ報告したものです。

駅北口土地区画整理事業事務所からのお知らせ

土地区画整理事業の施行中は、様々な届出等の手続が必要となる場合があります。下記のような場合は、事前に事務所までご相談いただき、届出等をお願いいたします。

また、事務所では、仮換地証明や底地証明など各種証明書を発行しています。発行を希望される方は、事前に事務所までご連絡ください。
なお、代理人が申請される場合は、土地に関わる権利者からの委任状をご持参ください。

届出等について

1. 建築等をする場合

施行地区内において、家の新築や増改築、ブロック塀などの工作物の新設、駐車場の新設等を行う場合は、市長の許可が必要となりますので、事前にご相談ください。

仮換地先の工事が行われていない土地について、上記の行為が工事等の支障となった場合、**移転補償の対象外や除却**となる場合がありますので、ご注意ください。

2. 土地の相続や売買等により所有権を移転する場合

土地の相続や売買などの理由により権利の変動が生じた場合は、駅北口土地区画整理事業事務所へ届け出ていただくようお願いします。

土地区画整理事業では、**建物等の移転や建築等の制限、減歩負担、清算金の権利義務等が継承**されますので、売買等の際には当事者間でこれらの事項を申し送りするようお願いします。

3. 施行地区内の土地の分筆、合筆をする場合

施行地区内において、売買、相続、贈与、共有物分割などの理由により、仮換地を分割、合併する場合は、仮換地に見合う部分の従前の土地を分合筆していただく必要があります。

仮換地の分割、合併については、手続が必要となりますので、駅北口土地区画整理事業事務所まで事前にご相談ください。

4. 住所等の変更があった場合

権利者の方で、住所や氏名の変更があった場合は、駅北口土地区画整理事業事務所までご連絡ください。大切なお知らせ等を郵送する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

各種証明書の発行について

仮換地指定された土地区画整理事業施行内の土地について、仮換地証明や底地証明など各種証明書を発行しています。

証明書の種類や詳細については、事務所にお問い合わせいただくか、市ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

市ホームページ掲載場所

「仮換地証明等の発行」

http://www.city.wako.lg.jp/home/toshikiban/kukakuseiri/ekitaguchi/shinsei_todokede/shoumei.html

今後の工事の進め方について

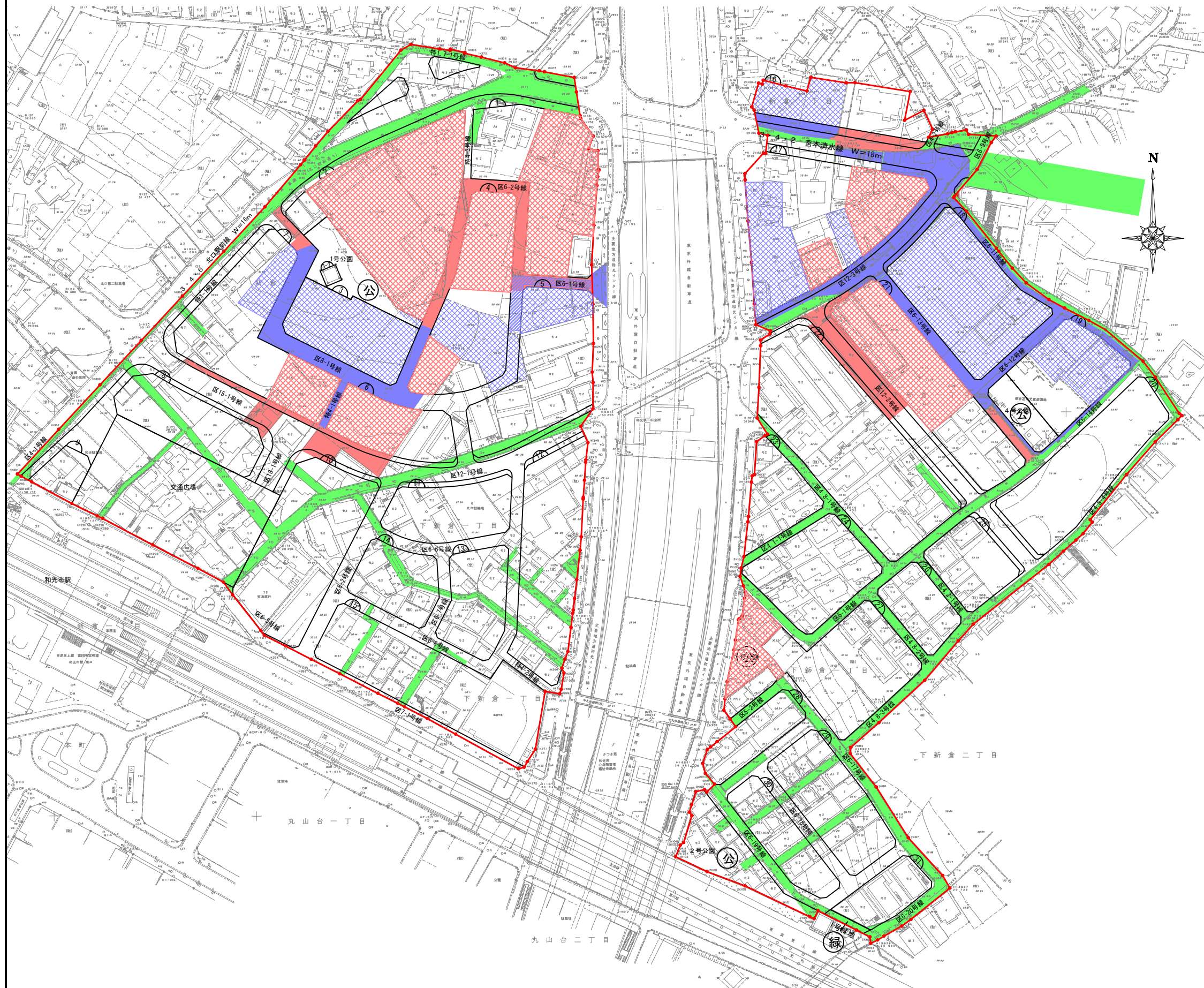
本事業は、別添工事箇所図のとおり、工事施行範囲の権利者の皆様へ建物等の移転について合意形成を図りながら、道路、宅地造成、上下水道などの整備を順次進めているところですが、建物等移転には十分なお説明が必要であり、ご協力を頂くまで時間を要しています。このため、当初お示した施工計画を適宜見直し、順番を変更して行っている状況ですが、地区全体の進捗としては、概ね2年程度遅れが生じています。

権利者の皆様にはご心配をおかけしており申し訳ございません。今後も事業推進に向け鋭意努力して参りますので、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

進捗状況等ご不明な点がございましたら、訪問の上ご説明いたしますので恐れ入りますが、ご連絡をお願い申し上げます。



平成29年度工事実施予定箇所図 縮尺 1:2000



平成29年度発注工事件名・工事概要

地区西側	区15-1号線外浸透トレンチ設置工事 (契約済)
	街路築造工 区6-1号線 L=35m、区6-2号線 L=137m 区8-1号線 L=24m、区15-1号線 L=45m
地区東側	宅地造成工 1街区 A=2354㎡、2街区 A=4489㎡ 4街区 A=1636㎡、6街区 A= 924㎡ 7街区 A=711㎡
	区6-1号線雨水管接続工事
地区東側	17街区造成他工事 (契約済)
	21街区1画地造成工事 (契約済)
地区東側	街路築造工 区6-13号線 L=33m、区12-2号線 L=60m 宮本清水線 L=35m
	宅地造成工 17街区 A=1408㎡、21街区 A=2141㎡ 3号街区公園 A=720㎡

- 平成29年度施工予定箇所 (街路築造)
- 平成29年度施工予定箇所 (宅地造成)
- 現道・市道等
- 過年度施工箇所 (街路築造)
- 過年度施工箇所 (宅地造成)

区域	年度	工事件名
地区西側	H25	区8-1号線外街路築造工事
	H26	駅北口土地区画整理事務所解体工事
		4街区盛土造成他工事
	H27	区8-1号線外街路築造工事
		和光インター線歩道乗入工事
	H28	区8-1号線外街路築造工事
3街区外造成工事		
区6-2号線外街路築造他工事 (その1) 区6-2号線外街路築造他工事 (その2)		
地区東側	H25	区6-13号線外街路築造他工事
		区6-13号線配水管新設工事
	H26	東妙蓮寺児童遊園地閉鎖工事
		区6-12号線外街路築造工事
		和光市駅北口土地区画整理事務所建設工事 他
	H27	18街区盛土造成他工事
		区6-12号線外街路築造他工事
		区6-12号線外配水管新設工事
	H28	区12-3号線外街路築造他工事
		16街区造成他工事
宮本清水線外街路築造工事		
区6-11号線外街路築造他工事		
H28	区12-3号線外配水管新設工事	
	防火水槽解体工事	

第31回土地区画整理審議会 開催のお知らせ

第31回土地区画整理審議会を下記の日程で
開催します。



1. 日 時 平成29年7月4日（火）
午前10時00分から
2. 場 所 駅北口土地区画整理事業事務所 会議室
3. 議 題 （1）審議会委員の辞任について

※ 今回の審議会は、人事案件に関する審議となりますので、審議会の議決により、非公開となる場合があります。
あらかじめご了承ください。

